

## 第六回建築法体系勉強会議事概要

日時 平成 24 年 1 月 12 日 (木) 18:00～20:00  
場所 国土交通省 11 階特別会議室  
出席者 浅見委員、井出委員、金井委員、神田委員、久保座長、櫻井委員、深尾委員、古阪委員  
事務局：担当審議官他

### 議事概要

久保座長の進行の下、事務局より専門家の資質確保方策、情報の非対称性解消方策等のあり方等に関連して用意した資料を説明後、配付資料を用意した 3 名の委員より関連の意見表明がなされ、その後、事務局の資料及び委員からの意見表明を踏まえた意見交換がなされた。  
意見表明及び意見交換における主な発言は以下の通り。

#### ○建築物の質の確保・向上に向けた専門家（資格制度）の役割関連

- ①耐震等基本性能②デザイン③機能性④外部性等建築物に求められる質の確保が専門家に委ねられているが、4 点目を主体的に検討するインセンティブをどう持たせるかが課題。
- 構造・設備設計一級建築士の創設により、建築設計が最低限の性能確保を指向する行為となった面は否めない。意匠計画等その他の役割を担う主体をどう評価し位置づけるかが課題。
- 建築基準に適合すれば説明責任は不要との風潮を改めるため、詳細な規制を撤廃し専門家の説明に基づき建築主が建築物の備えるべき性能レベルを判断する仕組みとし、説明責任を果たす専門家用の高度な資格を設けるべき
- 質の向上は資格の細分化・新設ではなく、市場機能の活用で対応すべき
- 資格制度は底辺レベルの建築物の質の確保には有効であるが、より高いレベルへの誘導は世の中に質が評価される仕組みの整備等で対応すべき
- 建築士は安全性確保を担うべき。その他の質の確保等は他の仕組みで対応すべき。
- 法制上工事監理は設計図書と施工の照合であるが、実際には工事着手時の図面の完成度は低く、工事中に設計者と施工者とで詳細を相談しつつ質を確保するケースも多い。施工段階で設計者が質の確保向上にどう関わっているか実態を検証した上で工事監理として具体的にどのような業務を求めるか整理すべき。

#### ○資格者の資質確保・向上方策関連

- 更新性を導入し、現に業務をしていない者からは資格をはく奪すべき。
- 資格制度の意義は専門家としての一定の素養の保持を表象しているに過ぎず、更新性の導入など規制強化は不要ではないか。
- 資格者の資質向上方策は資格取得後の能力形成過程を検証した結果を踏まえて検討すべき。
- 組織内の人事・給与体系を資質向上が促される形とする方法も零細組織では機能しにくい。

## ○専門家・建築物に係る評価・情報開示のあり方関連

### ◆専門家に係る評価・情報開示関連

- 普通の人には開示情報にたどりつかない。一部の活動的な主体が積極的に活用するケースはあるかもしれないが、効果は限定的に留まることが多い。
- 情報開示制度の効果は開示される可能性があるために態度が改められる点にあり、開示されるケースが少ないこと自体は問題ではない。
- 設計者はライフスタイルの提案、供給業者のチェック等を総合的に担う面もあり、このような役割を含め専門家の評価がなされるべき
- 建築の専門家が、専門的な知識に基づき建主等に適切なアドバイス等を行うことがビジネスとして成立する仕組みの設計を考えるべき

### ◆建築物の質に係る評価・情報開示関連

- 数少ない住宅取得の機会等に建築主が専門知識を取得するのは困難。情報開示により情報の非対称性は解消されない。
- 市場での選択行動を通じ質の確保を推進する観点から、例えば賃貸住宅の基本性能等一定の事項については行政が強制的に情報開示を課す仕組みが必要。

## ○建築物の質の確保・向上に向けたその他の枠組み関連

- 資格者団体等業界団体による苦情処理機能の充実強化を図るべき
- 専門知識を有する主体が消費者側の立場を代弁する役割を果たして供給側の対応をチェックする仕組みが必要。
- 建築主の中にも情報・権限とも弱い一戸建ての施主や情報・権限とも強いビル発注者等様々な主体が存在することや、施工者、設計者、(代弁者として期待される)CM主体の間に力の差があることなどを念頭に置く必要がある
- 専門家が問題を起こした場合の手当では保険ですべき。
- フランスの場合はすべて分離発注であるため保険会社に調整機能を果たすことが期待されており、設計・施工一括発注が一般的な日本ではあてはまらない面がある。

次回勉強会においてはこれまでの議論を踏まえた全体論点整理を検討する予定であり、事務局より事前に論点整理のとりまとめ案を委員に照会し、いただいた意見を踏まえて必要な修正等を行った上で次回の勉強会に提示することとなった。